

# 令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業に係る 企画提案公募要領

大阪府では、中小事業主の障がい者の雇用状況を改善することを目的に「中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

## 1 事業名

令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業

### (1) 事業の趣旨・目的

大阪の民間事業主における障がい者の雇用状況については、雇用されている障がい者の数は過去最高を更新し続けているものの、実雇用率・法定雇用率達成企業割合とも、全国的に低い状況が続いています。

特に、平成25年と平成30年の法定雇用率の引き上げに伴い、従業員100人未満の法定雇用率未達成事業主数が全体の約5割を占める状況になっています。

そのため、法定雇用率未達成の特定中小事業主（府内このみ事務所・事業所を有する常用労働者45.5人以上100人以下の事業主）に対し、障がい者の雇用状況の報告や雇用推進計画書の作成・提出を努力義務として求めるハートフル条例の改正に併せ、新たに「中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業」を実施し、特定中小事業主に対し、雇用推進計画の作成・提出の支援を行うとともに、計画達成に向け取組の支援を行っていきます。

具体的には、委託先で雇用又は配置する人材（社会保険労務士等の有資格者）が特定中小事業主を戸別訪問し、事業主の抱える課題を把握の上、個々の状況や段階に応じた雇用推進計画書の作成を支援します。また、セミナーや職場体験、採用面接会など、個々の事業主に応じた支援策を紹介し利用を促すなど、雇用推進計画の達成に向け、きめ細かな支援に取り組むことを目的とします。

### (2) 事業概要

別添「仕様書」のとおり

### (3) 委託金額の上限額

3,931千円（税込）

### (4) 委託事業の対象となる支援内容及び単価

別添「仕様書」のとおり

## 2 スケジュール

令和2年 7月20日（月曜日）	公募開始
令和2年 7月29日（水曜日）	説明会開催
令和2年 8月 4日（火曜日）	質問受付締切
令和2年 8月21日（金曜日）	提案書類提出締切
令和2年 9月 1日（火曜日）	選定委員会
令和2年 9月下旬	契約締結
令和2年10月 1日（木曜日）	事業開始（予定）
令和3年 3月31日（水曜日）	事業終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

- (4) 府の区域内に主たる事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律123号。以下この号において「法」という。）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障がい者を雇用していること。なお、法第44条から第45条の3までの規定の適用によりその雇用する労働者が法第44条第1項に規定する親事業主、法第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は法第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主は、親事業主等が法定雇用障害者数以上の障がい者を雇用していること。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布

###### ア 配布期間

令和2年7月20日（月曜日）午後2時から令和2年8月18日（火曜日）まで  
（土曜・日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後6時まで）

###### イ 配布場所

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ  
所在地：大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階  
電話番号：06-6360-9077

###### ウ 配布方法

上記「イ 配布場所」で配布するほか、雇用推進室 就業促進課ホームページ  
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotai/saku/stepupsupport/stepupsupportboshuu.html>) からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

##### (2) 応募書類の受付

###### ア 受付場所

上記「(1)公募要領の配布 イ 配布場所」と同じ。

イ 受付期間

令和2年8月19日（水曜日）から令和2年8月21日（金曜日）まで  
<受付時間> 午前10時から午後6時まで【最終日は正午まで】

ウ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

エ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(3) 応募書類（以下書類は応募代表者が提出するものとします。）

ア 応募申込書（様式1：8部、うち押印したものは1部）

イ 企画提案書（様式2：8部）

ウ 応募金額提案書（様式3：8部）

エ 事業実施体制の組織表（様式自由：8部）

オ 事業実績申告書（様式4：8部、うち押印したものは1部。過去3年間において、同種又は類似する事例に取り組んだ実績があれば記載してください。）

カ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書の写し（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部、構成員が支店等である場合で代表者から支店長等に委任する場合のみ。）

④ 使用印鑑届（様式8-1又は様式8-2：1部）

なお、この事業を目的として構成された共同企業体で企画提案する場合は、下記添付書類ア～サは、共同企業体すべての構成員について提出してください。

キ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

◆添付書類

ア 定款又は寄付行為の写し（1部、3カ月以内の日付で原本証明したもの。）

イ ①法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの。

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの。
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの。
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。」ことの証明

ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの。）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に主たる事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書（様式第6号）の写し（1部）

a 常用労働者数が45.5人以上の民間事業主の場合

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、令和2年6月1日現在の障がい者の雇用状況について主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し。なお、電子申請をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。

b 常用労働者数が45.5人未満の民間事業主の場合

「様式10 障がい者の雇用状況について」（1部）

カ 公正採用人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（1部）

キ 企業人権協議会への加入申込書の写し（1部）

ク 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター入会届の写し（1部）

ケ 「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録申請書の写し（1部）

※オb～ケについては、7（2）の審査基準における「府施策への協力に関する審査基準」に係る配点を希望する事業者のみ提出してください（カ～ケの書類については、その他の選任や加入等が確認できる書類の写しでも可）

コ 最新の営業・事業活動がわかる報告書等（会社概要・事業報告書等）（1部）

サ その他事業実施に必要な要件が証明できる書面（1部）

提出部数：正本1部（様式1に代表者印を押印したもの）と副本7部、合計8部を提出してください。

添付書類は各1部提出してください。

(4) 応募書類及び添付書類の返却

応募書類（添付書類含む。以下「応募書類等」と記載）は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類等は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類等の不備

応募書類等に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類等はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>

「中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業」提案書

株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類等に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会の開催

### (1) 開催日時

令和2年7月29日（水曜日）午前10時から午前11時まで

※来館の際は公共交通機関をご利用ください。

### (2) 開催場所

エル・おおさか本館11階 セミナールーム（所在地：大阪市中央区北浜東3-14）

### (3) 申込方法

ア 参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先、参加人数を記載の上、電子メールで申し込んでください。

イ 「件名」の始めに「【説明会申込：中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業】」と明記してください。

ウ 口頭、電話による申し込みは受け付けません。

エ 会場の都合により、応募者1者につき2名までとします。

### (4) 説明会への申込期限

令和2年7月27日（月曜日）午後5時まで

### (5) 電子メールアドレス：[shugyosokushi-n-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shugyosokushi-n-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp)

※エル・おおさかの地図（配布・受付場所及び説明会会場）

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14



■最寄駅 ●京阪・Osakametro 谷町線「天満橋駅」より西へ300m

●京阪・Osakametro 堺筋線「北浜駅」より東へ500m

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

令和2年7月29日（水曜日）から令和2年8月4日（火曜日）午後6時まで

### (2) 提出方法

電子メール（アドレス：[shugyosokushin-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shugyosokushin-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けします。

ア 「件名」の始めに「【質問：中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業】」と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行ってください。

ただし、電子メールの着信確認のみで、電話での質問は一切受付ません。

（確認先：大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ

電 話：06-6360-9077）

ウ 質問への回答は就業促進課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

※ホームページアドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/stepupsupport/stepupsupportboshuu.html>

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

### (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。 <ul style="list-style-type: none"><li>・大阪の中小事業主における障がい者の雇用状況に関する知識が十分にあるか。</li><li>・中小事業主の障がい者雇用の状況が停滞している背景、障がい者雇用の課題や雇用しない理由に関する知識が十分にあるか。</li><li>・提案内容は、これらの状況・背景・課題や改正ハートフル条例の趣旨を十分理解したものであるか。</li></ul>	10点
事業の実施体制 【別紙、仕様書6（1）参照】	業務遂行が可能な実施体制が整っているか。 <ul style="list-style-type: none"><li>・業務遂行が可能な事務局スタッフが配置されているか。</li><li>・府内全域に所在する法定雇用率未達成の特定中小事業主への戸別訪問を行うことができる体制が確保されているか。</li></ul>	20点

事業主へのヒアリング・情報提供 【別紙、仕様書 6 (2) 参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定中小事業主から障がい者雇用が進まない事情や課題を効果的に聞き出す方法が提案されているか</li> <li>・提案内容からみて雇用推進計画の作成に向け課題解決方法を提案することができるか。</li> <li>・国や府の誘導策・支援策に関し、特定中小事業主の意見を引き出す方法が提案されているか。</li> </ul>	15 点
事業内容の充実度（障がい者雇用への理解促進） 【別紙、仕様書 6 (3) 参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単に特定中小事業主に対しセミナーや見学会を案内するだけでなく、日々の事業活動で忙しく、セミナー等に参加したくてもできない中小事業主への参加を誘導する方法が提案されているか。</li> <li>・障がい者の受入れにあたって職場環境の改善や就業規則の見直しが求められる特定中小事業主に対し、具体的に誘導できる方法が提案されているか。</li> <li>・職場実習や職場体験の受入れを検討しようとする特定中小事業主に対し具体的な促進方策が提案されているか。</li> </ul>	20 点
事業内容の充実度（採用・採用後の支援） 【別紙、仕様書 6 (4) 参照】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の採用や職場定着に取り組んだ場合に活用できる支援制度に関する情報の収集・提供を行う方法が提案されているか。</li> <li>・職業紹介所への求人に関する助言内容や採用面接会への参加を誘導する方法が提案されているか。</li> <li>・障がい者の職場定着方策の活用を促進する方法が提案されているか。</li> </ul>	20 点
府施策への協力	【次表のとおり】	5 点
価格点	《価格点の算定式》 満点(10 点) × 提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格	10 点
		合計 100 点

府施策への協力に関する審査基準（上限点数は5点とする）

審査項目	審査内容	配点
障がい者の雇用	<実雇用率> 4.40%以上 4点 3.67～4.39% 3点 2.94～3.66% 2点 2.21～2.93% 1点 <法定雇用障がい者数超過数> 7人以上 4点 5～7人未満 3点 3～5人未満 2点 1～3人未満 1点 ※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。	4 点
公正採用選考人権啓発推進員の選任	公正採用選考人権啓発推進員の選任 推進員を選任している 1点 推進員を選任していない 0点	1 点
大阪企業人権協議会への加入	大阪企業人権協議会への加入の有無 加入している 1点 加入していない 0点	1 点



就職困難者の 就労支援への 協力	大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C－STEP）〕への加入の有無 加入している 1点 加入していない 0点	1点
「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録	「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無 登録している 1点 登録していない 0点	1点
合計		5点

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を雇用推進室 就業促進課ホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/stepupsupport/stepupsupportboshuu.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
\* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 \* 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議することとします。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- ただし、大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。
- なお、契約金額の一部（個別支援経費）については、実績支払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出していただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者。
- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。
- この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
- この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

### 担当部局

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ

所在地：大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階

電話：06-6360-9077

## 別紙 1

# 特記仕様書

## I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、大阪府に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

## II 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### （責任体制の整備）

第 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### （作業責任者等の届出）

第 3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

### （秘密の保持）

第 4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### （教育の実施）

第 5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

### （再委託）

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、「仕様書 9 再委託」に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したものの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

### (第8 (1) 関係) 個人情報管理台帳 (例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、FD○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

## Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入れ時において入札参加停止措置中の者からの出向社

## 員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

### 【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。  
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元(派遣元)企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元(派遣元)企業が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

### (用語の定義)

- (1) 「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。  
ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者  
イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (3) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。  
ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「子会社」とは会社法(平成17年法律第86号)(以下「法」という。)第2条第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。

様式 1

受付番号

令和 年 月 日

大阪府知事 様

「令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業」  
企画提案公募

応募申込書

応募者	
企業名等	
代表者役職・氏名	⑩
所在地	〒
連絡窓口	
氏名（ふりがな）	.....
所属（部署名）	
役職	
所在地	〒
電話番号 （代表・直通）	
FAX番号	
メールアドレス	



様式 2

「令和 2 年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業」  
企画提案公募

企 画 提 案 書

記入日	令和	年	月	日
1 企画提案名				
2 応募事業者名				
企業名等				
3 見積額				
金		円（消費税及び地方消費税含む）		
4 企画提案書のアピールポイント 企画内容のアピールポイントを記載してください。				

※仕様書6【提案を求める事項】の内容を記載してください。

(1)

■府施策への協力について

※下記の設置・加入状況の有無について、「有」「無」のいずれかに○をつけてください。

公正採用選考人権啓発推進員の設置の有無 ( 有 ・ 無 )

大阪企業人権協議会の加入の有無 ( 有 ・ 無 )

おおさか人材雇用開発人権センター【C-STEP】の加入の有無 ( 有 ・ 無 )

障がい者サポートカンパニーの加入の有無 ( 有 ・ 無 )

**様式 3****「令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業」  
企画提案公募****応募金額提案書**

事業者名	
------	--

提案金額合計	円 (消費税及び地方消費税含む)
--------	---------------------

内 訳 (※各項目は例示です。適宜修正してください)

人件費	① 人件費	円
事業費	② 旅費	円
	③ 使用料 (会場・設備使用料等)	円
	④ 広報・PR関係経費	円
	⑤ 備品リース料	円
	⑥ その他事業費	円
一般管理費	⑦一般管理費 ※一般管理費= (人件費+事業費) × 一般管理費率	円 (一般管理費率 %)
消費税及び地方消費税 (①~⑦) × 10%		円
合 計		円

- 積算内訳を別途添付して下さい。
- 一般管理費率の算出根拠となる資料を別途添付して下さい。

様式 4

「令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業」  
事業実績申告書

業務名	発注者	実施年月	業務の概要	その他成果

上記については、事実と相違ありません。

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

**様式 5**

## 共同企業体届出書

代表構成員	
大阪府知事 様 『令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業』に係る企画提案公募について、下記の者と合同で参加します。 なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、大阪府に対する企画提案公募及び契約に係る一切の責任を負うものとします。	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
構成員 1	
大阪府知事 様 『令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業』に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
構成員 2	
大阪府知事 様 『令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業』に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

**様式 6**

**「令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業」  
に係る業務委託共同企業体協定書**

(目的)

第1条 当共同企業体は、大阪府が発注する『令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業』に係る業務委託（以下「本件業務委託」という。）を共同連帯して受託することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る本件業務の請負契約の履行後〇ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

3 当企業体が大阪府との間で本件業務について契約できなかった場合には、当企業体は第1項の規定にかかわらず、大阪府が本件業務委託について他者と契約を締結した日に解散する。

(構成員の名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。（支店の場合は支店名）

1 名称.....

2 名称.....

3 名称.....

4 名称.....

5 名称.....

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

(1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限。

(2) 代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限。

(3) 入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限。

(4) 当企業体に属する財産を管理する権限。

(5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配をうけるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、大阪府、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、大阪府及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示に従い本件業務委託を完成する。

(受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 17 条 当企業体が解散した後においても、成果品につきかきがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....ほか.....社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地.....

名 称.....

代表者.....<sup>①</sup>

所在地.....

名 称.....

代表者.....<sup>①</sup>

所在地.....

名 称.....

代表者.....<sup>①</sup>



**様式7** (構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任)

## 委 任 状

令和 年 月 日

大阪府知事様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私儀 \_\_\_\_\_ (職 氏名) \_\_\_\_\_ を代理人と定め、  
「令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業」に係る委託契約に関し、  
下記の権限を委任いたします。

### 記

1. 共同企業体結成に関する一切の件
2. 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
3. 委任期間 自:令和 年 月 日 至:令和 年 月 日

(注)委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

**様式 8-1** (代表構成員が代表取締役の場合)

使 用 印 鑑 届

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

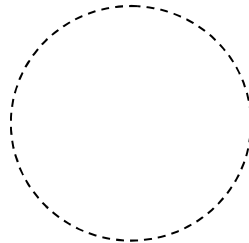
所 在 地

商号又は名称 〇〇 株式会社

代表者氏名 代表取締役 △△ △△ (実印)

私は、下記の印鑑を『令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業』に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関すること。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

**様式 8-2** (代表構成員が受任者の場合)

使 用 印 鑑 届

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

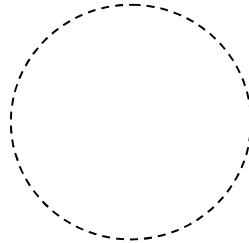
所 在 地

商号又は名称 〇〇株式会社 △△支店

役 職 氏 名 △△支店長 □□ □□ (印)

私は、下記の印鑑を『令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業』に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関する事。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

様式 9

## 誓 約 書

「令和2年度 中小企業障がい者雇用ステップアップ支援事業に係る企画提案公募要領」に規定する企画提案公募参加資格をすべて満たしていることを申告します。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、提案内容が失格となり、契約解除に伴う違約金の支払い、入札参加資格停止等の措置を受けても、異議を申し立てません。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

受託者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

(共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。)

様式第10

障がい者の雇用状況について（常用雇用労働者45.5人未満の事業主用）

令和2年6月1日現在

A 事業主	住所（法人にあっては主たる事業所の所在地）	〒 (電話番号)	
	(フリガナ) 法人名称		
	(フリガナ) 氏名又は代表者氏名	(記名押印又は署名)	
	事業の種類	( )	
B 雇用の状況	区 分		人 数 等
	① 除外率		%
	② 常用雇用労働者の数		
	イ 常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）		人
	ロ 短時間労働者の数		人
	ハ 常用雇用労働者の数（イ+ロ×0.5）		人
	ニ 法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数		人
	③ 常用雇用身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数		
	ホ 重度身体障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
	ヘ 重度身体障がい者以外の身体障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
	ト 重度身体障がい者である短時間労働者の数		人
	チ 重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者の数		人
	リ 身体障がい者の数（ホ×2+ヘ+ト+チ×0.5）		人
	ヌ 重度知的障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
	ル 重度知的障がい者以外の知的障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
	ヲ 重度知的障がい者である短時間労働者の数		人
	ワ 重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者の数		人
	カ 知的障がい者の数（ヌ×2+ル+ヲ+ワ×0.5）		人
	ヨ 精神障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
	タ 精神障がい者である短時間労働者の数		人
レ タのうち、裏面2に該当する者の数		人	
ソ 精神障がい者の数 [ヨ+（ターレ）×0.5+レ]		人	
④ 計（③のリ+③のカ+③のソ）		人	
⑤ 実雇用率（④÷②のニ×100）		%	
備考	（支社、支店、営業所、工場、事務所等の場合） 本社の住所及び名称：		

様式10（裏面）

[記載注意]

- 1 ②ハ及びニ欄、③リ、カ及びソ欄並びに④欄には、小数点以下第1位まで記入すること。
- 2 ③レ欄には、精神障がい者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。

- 1) 平成29年6月2日以降に雇い入れられた者であること。
- 2) 平成29年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

ただし、上記要件を満たす場合であっても、次の点に留意が必要です。

留意点1. 精神障がい者が退職した場合であって、その退職後3年以内に、退職元の事業主と同じ事業主（※）に再雇用された場合は、特例の対象とはなりません（原則どおり、実人員1人を「0.5人」と算定します）。

※ 退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなされます。

留意点2. 療育手帳を交付されている者が、雇入れ後、発達障がいにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなします。

- 3 ⑤欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記入すること。

※この報告書は、当該事業主に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所について記入すること。（様式コピー可）

※①の除外率を事業所（本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等）毎に適用し、各事業所の④の雇用障がい者数を合計した人数を②のニの労働者を合計した人数で除した数値を事業主（企業全体）の雇用率とします。

**様式 11**

(元請用)

事業名： \_\_\_\_\_

**誓 約 書**

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の府の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、大阪府の公共工事等を受注するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪府から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例及び大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が大阪府暴力団排除条例第10条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪府に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明し、大阪府から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

- ・所在地
- ・事業者名
- ・代表者
- ・代表者の生年月日

印